

AEDの設置拡大、適切な管理等(回答)

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、AEDの設置の推進、維持管理の適切化及び設置情報の周知を図るための取組を進める必要がある等の意見をいただきました。これを踏まえて、平成25年3月26日に厚生労働省及び総務省消防庁にあっせんし、同年12月2日に総務省消防庁から、また26年4月25日に厚生労働省から回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

- 公共施設や不特定多数が利用する施設へのAEDの設置を推進してほしい。
- 設置されているAEDの中には、電池切れにより電源が作動しないなどのトラブルもあると聞くので、維持管理を適切に行ってほしい。
- AEDが、どこに設置されているのか分からない。市民に分かりやすく情報提供してほしい。

(注) 本件は、平成21年10月に京都行政評価事務所、23年6月に関東管区行政評価局、23年8月に北海道管区行政評価局が受け付けた相談事案である。

(あっせん要旨)

厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① AEDの設置が望ましい場所について、ガイドライン等の作成及び都道府県等への周知を検討すること
- ② AEDが適切に管理されていない原因を分析した上で、AED設置者が適切な維持管理を行うよう、必要な措置を講ずること
- ③ AED設置者に対し、AED設置情報を日本救急医療財団へ登録するよう、販売業者を通じ協力を要請すること

総務省消防庁は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① AED設置情報を消防機関において活用するよう、都道府県の消防・防災主管部局に対して要請すること
- ② AEDを含めた応急手当法の普及に努めるよう、都道府県の消防・防災主管部局を通じて各消防本部等に要請すること

(回答要旨)

厚生労働省では、あっせんされた内容の実現に向けて、次の措置を講じたと回答。

- ① AED設置のガイドラインを都道府県に周知するとともに、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を推進するよう要請
- ② AEDが適切に管理されていない原因として点検担当者の変更等による意識の低下等が判明したため、AEDの管理者が日頃から維持管理を意識するよう、都道府県に対して関係団体等への周知徹底等を要請
- ③ AED設置者等に対し、AED設置情報を日本救急医療財団へ登録するよう、販売業者等を通じて協力を要請

総務省消防庁では、あっせんされた内容の実現に向けて、次の措置を講じたと回答。

- ① AED設置情報の活用について、都道府県の消防・防災主管部局を通じて各消防本部等に要請
- ② AEDを含めた応急手当の一層の普及啓発を推進するよう、都道府県消防・防災主管部局を通じて各消防本部等に要請



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室長 花田 聡

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>